

公認キッズスポーツインストラクター 資格者制度の変更内容に関するご案内

「制度変更」の概要

今後、公認キッズスポーツインストラクター資格者制度は
次のとおりといたします。

- ✓ 令和7年度末をもって資格の更新制を終了し、以降は有効期限の定めのない資格（更新手続き不要の資格）として取り扱います。
- ✓ 次年度（令和8年度）以降、新規の資格発行は行いません。

- ✓ 財団推進助成事業であるライフキッズスポーツクラブ（LK）の開催要件については、**従来どおり資格が必須となります。**
ただし、2027（令和9）年度ライフキッズスポーツクラブ助成金については、新規団体および新規事業の申請受付を行わないことといたしました。

* 新規団体…当財団のライフキッズスポーツクラブ助成を初めて受ける団体、または当事業の最終実施年度が2023（令和5）年度以前の団体。

* 新規事業…当財団のライフキッズスポーツクラブ助成を受けた実績のある団体が、新たに実施する事業、または当該事業の最終実施年度が2023（令和5）年度以前の事業。

令和7年度末の資格更新について

対象

有効期限が2026年3月31日（令和7年度末）までの方

- ・従来どおり、更新手続きが必要となります。
- ・ただし、今回の資格更新にあたり、更新料をお支払いいただく必要はありません。
- ・手続きに関する詳細は、対象者のみに「資格更新手続きのご案内」を同封し、お知らせしております。



更新手続きを行われなかった場合は、令和7年度末をもって資格は失効となりますので、ご注意ください。

対象

有効期限が2026年3月31日以外の方

* 昨年度（令和6年度）末に資格を更新済みの方 * 今年度（令和7年度）中に新たに資格を取得された方

- ・特段のお手続きは不要であり、今後、更新のお手続きも不要となります。



公益財団法人
ライフスポーツ財団

今後の資格の取扱いについて

- ・上記の対象となる資格は、有効期限の定めのない資格（更新手続き不要の資格）へ移行します。
- ・新規資格発行は終了し、来年度（令和8年度）以降、セミナー受講等による新たなインストラクター資格の発行は行いません。
- ・失効条件について、有効期限に基づく失効は今後発生しません。
- ・資格区分（トップ／ミドル）について、今後、ミドル資格とトップ資格の切り替えは行いません。

資格規程の改定について

上記内容を反映した「資格取得規程（有効期限の定めのない資格版）」を作成し、後日送付いたします。

資格カードおよび登録情報の取扱い

資格カードについて

新しい資格カードおよび改訂後の資格取得規程は、3月下旬から4月中旬頃に送付いたします。

資格者情報（名簿）の管理について

今後、当財団が保持する資格者情報は、「登録番号」と「氏名」に限定いたします。

- * 住所・電話番号・メールアドレス等の情報更新は行いません。
- * ご住所等の変更届のご提出は、原則として不要といたします。

ライフキッズスポーツクラブ（LK）事業助成と資格の関係について

令和9年度以降の取扱い

令和9年度以降のLK助成事業においても、資格者・指導者名簿を前提とした運用を継続いたします。（開催にあたって資格を必要とする取扱いを継続します）。

ただし、2027（令和9）年度ライフキッズスポーツクラブ助成金については、新規団体および新規事業の申請受付を行わないことといたしました。

* 新規団体…当財団のライフキッズスポーツクラブ助成を初めて受ける団体、または当事業の最終実施年度が2023（令和5）年度以前の団体。

* 新規事業…当財団のライフキッズスポーツクラブ助成を受けた実績のある団体が、新たに実施する事業、または当該事業の最終実施年度が2023（令和5）年度以前の事業。